

税制改革に向けた意見 ～健全で持続的な成長の実現に向けて～

公益社団法人 関西経済連合会

I. はじめに～現状認識～

経済の緩やかな回復基調を背景に、わが国における直近 10 年間の税収は増加した。しかしながら、人口減少、高齢化をはじめとする経済社会の構造的要因などから、歳出は税収増をはるかに上回るペースで伸びている¹。

内閣府の『中長期の経済財政に関する試算』（2019 年 7 月）では、国と地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス、以下 P B）の黒字達成は、成長実現ケース²の場合であっても、政府目標から 2 年遅れの 2027 年度の見通しとなった³。2019 年 10 月には、消費税率が 10%へ引き上げられたものの、政府目標である 2025 年度の P B 黒字化達成は、依然として困難な状況であることに変わりはない。

当会がかねてより主張しているとおおり、財政健全化と経済成長の両立を実現するには、「歳入・歳出改革」「成長戦略による税収増」が不可欠である。本提言では、わが国の税財政の現状を踏まえた上で、当会の基本的な考え方を示すとともに、今後の税制改革に向けて、次年度の改正に必要な項目と中長期的に検討が必要な項目について提言を行うこととする。

II. 税財政に関する基本的な考え方

1. 歳入・歳出の両面からの改革の必要性

税財政改革を着実に進めていくためには、歳入面では、安定財源を確保しつつ、企業・個人の自助努力のインセンティブとなる制度を整備してい

¹ 2019 年度当初予算の税収見込額は 1989 年度比約 8 兆円増加の 62.5 兆円である一方、歳出総額は 101.4 兆円と 1989 年度比約 36 兆円増加となり、急速に財政状況は悪化している。

² 全要素生産性上昇率が足元の水準 0.3%程度から 1.2%程度まで上昇することを前提に試算したケースで、経済成長率は中長期的に実質 2%程度、名目 3%程度を上回る成長率で推移すると展望している。なお、同試算では 2020 年度以降の具体的な歳出改革は盛り込まれていない（結果として高齢化等を除く歳出の増加率が物価・賃金上昇率の半分程度と仮定して機械的に計算）。

³ 詳細は 14 頁 参考 1. を参照。

くことが必要となる。加えて、わが国経済社会の持続的発展を担保する観点からは、若手・中堅社員などの活力ある中間層⁴の存在は極めて重要であることから、この点を踏まえた税体系のあり方が検討されなければならない。

歳出面では、社会保障分野における改革を聖域なく進めていくことが何よりも重要となる。社会保障制度の持続可能性を確保するためにも、痛みを伴う政策を選択肢から外すことなく、真に必要とする人へ効率的かつ適正に給付を行うとともに、全世代が広く公平に負担する制度へと柔軟に見直すことが不可欠である。

2. 国家財政のガバナンス強化が不可欠

財政健全化を確実に進めるためには、政府の強い政治的なコミットメントが重要であることは言うまでもない。しかしながら、長期にわたって、財政規律を確保していくためには、恣意性を排除した正確な試算をもとに改革を立案・実行していくことが求められる。すでに当会が提言しているとおり、財政試算や財政運営の透明性を確保するためにも、諸外国の事例を参考に、客観的・中立的な立場で経済分析・将来推計を行う独立財政機関を設置すべきであると考える⁵。また、その経済財政見通しを政府公式の唯一の試算として位置付けるとともに、予算編成などの財政運営にも活用していくべきである。

加えて、予算制度のあり方についても見直していく必要があり、財政健全化目標を明確にし、それに基づいた中期財政フレームの策定や単年度予算編成を進めていくべきである。当会がかねてより提言しているように、将来的には、「財政健全化基本法(仮称)」などの法律制定によって、上記枠組みを確保すべきである⁶。

3. 中間層の活力維持・向上の必要性

世界の動向を見ると、中間層の剥落・疲弊が深刻な社会の分断をもたらす事例が少なからず見受けられるが、わが国が健全で持続的な成長を実現

⁴ 「中間層」については、所得、年齢、世帯構成、雇用形態など要素が様々あるなかで、厳密な定義は難しい。本提言では、ライフイベントに掛かる出費の負担が重くなる、あるいはこれからそうした事態に直面するであろう被雇用者のうち、若手・中堅社員層を念頭に議論を行う。したがって、生活保護や雇用保険など公的なセーフティネットの対象となる層に関する議論とは峻別する。OECD(経済協力開発機構)や厚生労働省による中間層の定義を参考に、本提言では約300~800万円の世帯所得の層を中間層と想定する(詳細14頁 参考2. 参照)。なお、2004年から最新の調査年である2014年にかけて若手・中堅社員の保有資産が減少傾向にある点も考慮する必要がある。

⁵ 当会では、『財政健全化に向けた意見』(2019年4月)において、独立財政機関の設置を提言している。

⁶ 当会では、『日本経済再生(経済財政運営・成長戦略)に関する提言』(2013年4月)、『「財政健全化計画」に対する意見』(2015年5月)等において、「財政健全化基本法(仮称)」の制定を提言している。

していく上で、かかる事態に陥ることは避けなければならない。また、就職氷河期世代が中高年齢化しつつあることも踏まえれば、活力ある中間層をいかに維持するかという課題は、わが国にとって待ったなしの状況となっている。

4. 経済界としての取り組み

わが国が持続的に発展するためには、歳入・歳出改革や規律ある財政運営を通じて財政健全化を着実に進めるとともに、成長戦略、規制改革により、経済成長を追求していかなければならない。そのため、経済界としても、研究開発やイノベーション創出などを通じて、経済の好循環を生み出し、経済成長を牽引していく。さらに、雇用や所得の拡大を通じて中間層の活力を高めつつ、経済の好循環を生み出していく。

Ⅲ. 税制改革に向けた提言

税制改革の方向性については、「公平・中立・簡素」といった租税原則に基づきつつ、財政健全化と経済成長の実現につながる改革が求められる。

財政健全化の観点からは、景気変動の影響を受けづらく、かつ、あらゆる世代が広く負担することが可能となる消費税の役割が極めて大きい。その意味で、消費税率 10%への引き上げが、ようやく実現した点について評価したい。ただし、社会保障費の増加に対応するためには、引き続き、消費税率の引き上げに関する議論が必要である。

加えて、今後、社会保障制度を支えるため広く国民に負担を求めていくことを踏まえるならば、法人税については、一律に減税を進めていくのではなく、研究開発、生産性向上、人材育成など経済の好循環につながるものを絞った政策に重点を置いた税制とすべきである。あわせて、災害が多発するなかで、わが国の持続的な発展を支えるために、すべての企業の防災減災対策を後押しする制度の整備も一層必要である。

また、中間層の活力を高めるという観点から、税制面では、個人所得課税などの改革を進めていかなければならない。

これらの観点を踏まえ、消費税、法人税、個人所得課税・資産課税に関して、特に重要と考える要望項目について、以下のとおり提言する。

1. 2025年度PB黒字化を目指した消費税率の引き上げ

2019年10月、消費税率10%への引き上げが実施されたことは、財政健全化、安定財源の確保の観点から評価すべきものである。しかしながら、財政運営の基本方針として、わが国財政への国際的信認を失墜させないためにも、政府目標のとおり、2025年度のPB黒字化は達成しなければならない。そして、中長期的には財政赤字そのものの縮減を目指し、債務残高対GDP比の安定的な引き下げを図るべきである。将来世代に負担を先送りしないためにも、これ以上、財政規律が緩むことがあってはならない。

内閣府が2019年7月に公表した『中長期の経済財政に関する試算』では、ベースラインケース⁷の場合、2025年度のPBは約7.2兆円の赤字という厳しい結果が示された。この内閣府の試算を参考にしつつ、2021年度以降の名目経済成長率を直近3年の平均である1.1%程度で推移するとし、シミュレーションを実施したところ、右図のとおりとなった。2025年度のPBは約7.4兆円の赤字となり、当会がこれまで主張してきた2段階の消費税率の引き上げ、すなわち2022年度に12%、2025年度に15%へと消費税率を引き上げたとしても、2025年度のPB黒字化とその後の中長期的な赤字削減は達成されない。2025年度のPB黒字化及びそれ以降の継続的な財政健全化を実現するうえでは、右表にあるように、これまで当会が主張してきた社会保障制度を中心とした財政改革⁸が不可欠と考える。

今後、2025年度のPB黒字化を目指すためには、社会保障制度改革を中心とする財政改革とあわせて、消費税率15%超への引き上げを視野に入れた議論を深めていかなければならない⁹。その際、今回の消費税率の引き上げに合わせて導入された軽減税率制度についても、顕在化している諸課題を整理しつつ、廃止に向けた検討を進めるべきである。

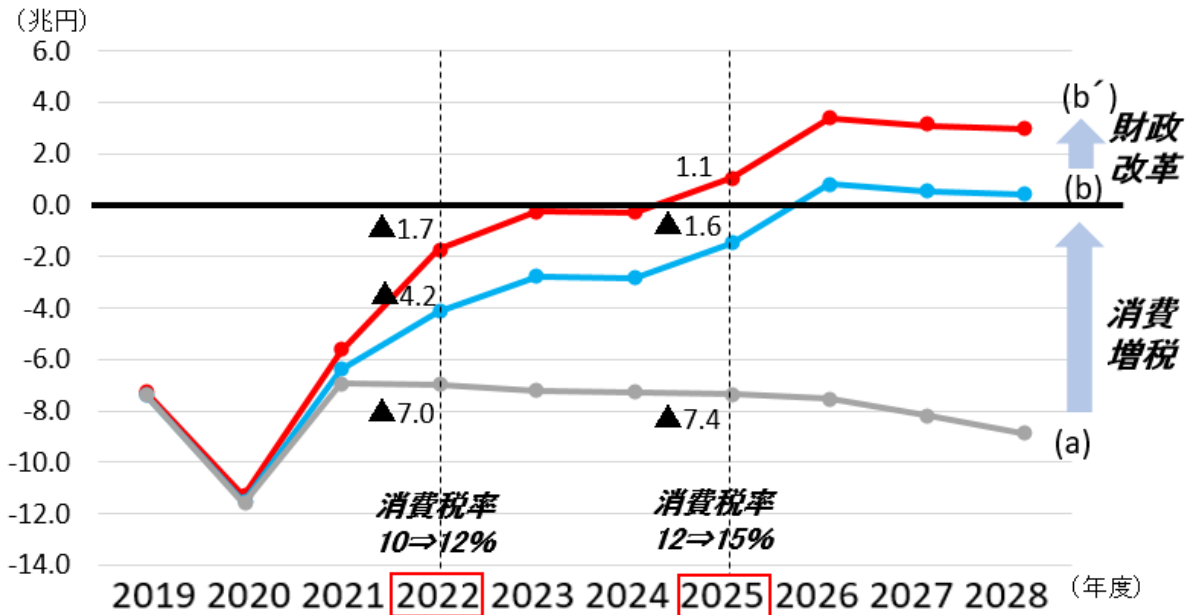
⁷ 全要素生産性上昇率が0.8%程度で推移する前提で試算した結果、経済成長率は中長期的に実質1%程度、名目1%台半ば程度で推移すると展望している。なお、成長実現ケースと同様、ベースラインケースにおいても、2020年度以降の具体的な歳出改革は盛り込まれていない。

⁸ 当会では、『財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方』（2018年4月）、『財政健全化に向けた意見』（2019年4月）において、社会保障制度改革に関する原則的な考え方と具体的提言項目を提示している。

⁹ 今回実施したシミュレーションの想定より経済成長が停滞する場合や、社会保障制度改革が十分に進まない場合には、消費税率のさらなる引き上げは一層重要となる。ただし、消費税率のさらなる引き上げを検討するにあたっては、消費増税に伴う需要変動の平準化策として2019年度および2020年度予算に盛り込まれた2兆円規模の臨時・特別措置の有効性、経済性、予算規模の妥当性等の検証や、幼児教育の無償化等の財源を含めた制度設計の見直しが必要である。

<図 PB黒字化に向けたシミュレーション>

- (a) 低成長(2021年度以降、名目成長率1.1%)で推移するケース(歳入・歳出改革を踏まえない)
- (b) 低成長をベースに、消費増税(2段階)を行うケース
- (b') 低成長をベースに、消費増税(2段階)および財政改革を行うケース



(出所) 内閣府のデータをもとにアジア太平洋研究所・関経連共同で試算

<表 上記シミュレーションに盛り込んだ財政改革(社会保障制度改革)のメニュー>

| | 施策 | 主な内容 | 財政改革の効果 (歳出削減額) |
|----|----------------------|--|--------------------|
| 医療 | 受診時定額負担 | 受診時の定額負担(100円)を導入する。 | ▲1,980億円 |
| | 後期高齢者の自己負担割合引き上げ | 75歳以上の後期高齢者(現役並みの所得者以外)の自己負担割合を原則2割とする(現行は1割、現役並み所得者は3割) | ▲13,000億円 |
| | 一部医薬品の公的保険対象外化 | 市販薬によるセルフメディケーションへの誘導可能な医療用医薬品を公的保険の対象外にする(湿布薬、ビタミン剤、保湿剤等)。 | ▲820億円 |
| | 薬価の適正化 | 市場実勢価格を踏まえた薬価改定を毎年度実施する。費用対効果の評価から高額医薬品の薬価見直しを行う。 | ▲370億円 |
| | 1人当たり医療費の地域差是正 | 地域医療構想の推進により、病床数、平均在院日数などに係る地域差の解消に取り組む。 | ▲6,500億円 |
| 介護 | 介護サービス受給時の自己負担割合引き上げ | 65歳以上の高齢者(現役並みの所得者以外)の自己負担割合を原則2割とする。(現行は低所得者は所得に応じて1割~2割、現役並み所得は3割) | ▲2,800億円 |
| 合計 | | | ▲25,470億円 |

<要望項目>

- 消費税率引き上げ(15%超)の検討

2. 企業活動を後押しする法人税制の見直し

(1)生産性向上・イノベーション創出・産業の活性化につながる税制の整備

新たな付加価値を絶えず創り出し、わが国企業の競争力を持続的に高めるためには、生産性の向上およびイノベーションの創出などが不可欠である。これらの点を踏まえ、法人税関係については、以下4点を提言する。

a) 生産性向上に資する税制の整備

「賃上げ・生産性向上のための税制」について、現状ではその優遇措置を受けるために、継続雇用者給与等支給額¹⁰の伸びに関する賃金要件を満たす必要があるが、各企業は所得拡大とともに働き方改革を通じた労働生産性の向上にも努めていることから、本税制においてもこうした事情を加味し、単位時間当たりの給与額の伸びを賃金要件の選択肢のひとつに加えるべきである。

また、人手不足が深刻化するなか、企業においては既存人材のスキルアップ・リカレント教育などの人材投資やAI・IoTといった技術革新に伴う職種代替への対応に取り組むことが喫緊の課題となっている。リカレント教育を一層推進していくためにも、積極的な人材投資を実施した企業を後押しする税制を別途整備すべきである¹¹。

「コネクテッド・インダストリーズ税制」については、その優遇措置を受けるため主務大臣による計画認定が必須であり、認定にあたっては個人情報取り扱いに関する協議手続きを経る必要がある。現状では、この手続きに時間がかかり、認定を受けられないおそれもあることから、当該手続きの迅速化を求める。

<要望項目>

- 賃上げ・生産性向上のための税制の拡充
(単位時間当たり給与額の伸びを適用要件として追加)
- 人材投資促進に向けた新たな税制の整備
- コネクテッド・インダストリーズ税制の個人情報取り扱いに関する協議手続き迅速化

b) イノベーション創出に資する税制の整備

「研究開発税制」については、2019年度の税制改正において、ベンチャー企業の税額控除上限額の引き上げやオープン・イノベーション型の研究開発の支援強化などが盛り込まれた。政府は引き続き、イノベーションが創出される環境整備に取り組むとともに、要件緩和を検討すべきである。具体的には、大学との共同研究を行う際、契約内容に関して税理士や公認会計士といった専門家による監査を受ける必要があるが、これが企業・大学双方にとって大きな負担となっている。本税制の活用を一層促すためにも、こうした手続要件を緩和すべきである。

¹⁰ 継続雇用者に対して支給する俸給、給料、賃金、賞与などの給与額のこと。「賃上げ・生産性向上のための税制」では、この継続雇用者給与等支給額が対前年度+3%以上であることが適用要件のひとつとなっている。

¹¹ 現行制度では、一定の賃上げおよび設備投資を実施した場合に適用される「賃上げ・生産性向上のための税制」における優遇措置の上乗せ要件として、教育訓練費の伸びが規定されているため、教育訓練に積極的な企業であっても、賃上げおよび設備投資を実施しなければ本制度の税メリットが受けられない仕組みとなっている。

また、本税制の適用対象については、2017 年度改正において、「サービス開発」にかかる試験研究が支援対象に追加された。今後、他に類を見ないような付加価値の高い「モノ」「技術」「サービス」を生み出すには、優れたデザインなども不可欠であることから、当会が主張してきたとおり、デザイン開発の費用なども認めるべきである¹²。

さらに、G20 大阪サミットの主要議題¹³として取り上げられた海洋プラスチックごみの削減や地球温暖化対策などに関する研究開発については、企業価値の向上・SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 達成への貢献の取り組みを後押しする観点から、研究開発税制の控除率の引き上げなど優遇措置の拡充を検討すべきである。

<要望項目>

○研究開発税制の拡充

- ・ 大学との研究開発時における監査要件の緩和
- ・ 適用対象の拡充(デザイン開発に関する費用など)
- ・ 社会課題解決に資する研究開発の優遇措置の拡充(海洋プラスチックごみ削減など)

c) 産業の活性化に資する税制の見直し

わが国では、自社株式を対価としたM&Aを実施した場合、買収対象会社株主の譲渡益が課税対象となるものの、こうした課税を繰り延べる特例措置が2018年度から2020年度末まで講じられている。迅速かつ大胆なM&Aを進めるためにも、本措置を恒久措置とすべきである。

<要望項目>

○自社株式を対価としたM&Aに係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置の恒久化

d) カーボン・プライシングについて

地球温暖化の防止に向けては、CO₂の抜本的な排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションの進展が鍵を握る。経済界としても、かかる技術開発に積極的に投資するとともに、優れた環境・エネルギー技術の海外展開などを通じて、世界全体のCO₂排出量の大幅削減に貢献していく。

ただし、炭素税や排出量取引などのカーボン・プライシングや排出削減に向けた直接的な規制については、すでにCO₂の限界削減費用が高く、エネルギーコストが国際的に高水準にあるわが国においては、さらなるエネ

¹² 当会では、『財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方』(2017年11月)、「今後の税制改革に向けた提言」(2018年9月)において、デザイン開発の費用も適用対象として認めるべきと提言している。

¹³ G20大阪サミット2019において、2050年までに海洋へのプラスチックごみをゼロにする『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』が合意された。

ルギーコストの増加につながりかねず、企業による温暖化対策に向けたイノベーションを遅らせる懸念がある。したがって、こうした直接的な規制は導入すべきではない。

<要望項目>

○カーボンプライシング導入に反対

(2) 国土強靱化、地方創生につながる税制の整備

大規模災害が多発するわが国において、防災・減災対策を進めることは喫緊の課題であり、企業は平素から耐震化やサプライチェーン強化に取り組んでいる。2019年度の税制改正において中小事業者における防災・減災関連投資への税制優遇措置(中小企業防災・減災投資促進税制)が創設されたが、防災・減災の取り組みは企業規模の大小・業種を問わず、すべての企業において不可欠である。わが国全体の国土強靱化に向けて、大企業についても防災・減災関連投資への優遇措置を講じるべきである。

<要望項目>

○大企業も対象とした国土強靱化税制の創設

(3) そのほか(事務負担の軽減)

a) 連結納税制度の見直し

連結親法人と連結子法人の損益通算が可能となる連結納税制度では、税務申告時に誤りがあった場合、連結グループ全体での修正が必要となる点で事務負担が膨大になるといった課題がある。政府においても、税制調査会の下部組織として連結納税制度に関する専門家会合を立ち上げ、見直しに向けた検討が進められているところであるが¹⁴、たとえば、申告書に誤りがあった場合などは、連結グループの損益通算のメリットを堅持しつつ、その修正を連結法人のみにとどめる方向で見直されるべきである。

b) 経済のデジタル化推進に向けた印紙税の見直し

紙媒体での経済取引に課される印紙税について、政府としてペーパーレス化をはじめ経済のデジタル化を推進するなかで、印紙税の制度は合理性を欠いており、廃止を視野に入れた見直しが求められる。

¹⁴ 連結納税制度の見直しについて「企業グループ全体をひとつの納税単位とする制度に代えて、法人格を有する各法人を納税単位として、課税所得金額及び法人税額の計算及び申告は各法人がそれぞれ行うことを基本とすることが適当と考えられる。同時に企業グループの一体性に着目し、課税所得金額及び法人税額の計算上、損益通算等の調整を行う仕組みとすることが適当と考えられる」との方向性が専門家会合で示されている。

3. 中間層の活力維持・向上に向けた税制の見直し

(1) 税・社会保険料負担の見直し～日本版「社会保険料負担軽減税額控除」の導入～

中間層の活力を維持・向上させるためには、税・社会保険料負担の見直しが必要である。

わが国の所得税には多種多様な所得控除があり、累進税率のもとでは、高所得者ほど所得控除による税負担の軽減効果が大きくなっている。加えて、所得に占める社会保険料の負担は年々増しており、所得が低いほど負担感が強まる逆進性の問題は深刻である。したがって、中間層の活力を維持し、高める上で、税と社会保険料双方の負担の重さを調整することが喫緊の課題といえる¹⁵。

こうした実情を踏まえ、控除の目的などを見極めながら所得控除制度を縮減しつつ、税額控除方式への移行を検討すべきである。併せて、社会保険料を調整する新たな制度として、所得に応じた一定額を税額控除し、所得が低く税額控除しきれない場合は、その差額を税ではなく社会保険料から差し引く日本版「社会保険料負担軽減税額控除」(詳細 16 頁 参考 5. 参照)を導入すべきと考える¹⁶。

<要望項目>

- 所得控除方式の縮減および税額控除方式への移行
- 社会保険料を軽減する新たな制度(日本版「社会保険料負担軽減税額控除」)の導入

(2) 消費拡大・経済活性化につながる資産課税制度の見直し

わが国の個人金融資産 1,800 兆円のうち約 6 割を 60 歳以上が保有し、また、平均貯蓄現在高は年代別で 60 歳代がもっとも多い。その一方で、中間層に該当する 30～40 歳代は、住宅取得等により年代別で最も重い負債現在高を抱えている¹⁷。

こうした状況を踏まえるならば、資産課税制度を資産の移転時期に影響を与えないものへと見直すことで、次世代への資産移転を円滑に進め、消費拡大や経済活性化につなげるべきである。具体的には、住宅取得資金、教育資金、および結婚・子育て資金に係る贈与税非課税特例措置における限度額を引き上げるとともに、制度自体を恒久化すべきである。加えて、

¹⁵ 詳細は 15 頁 参考 3. を参照。

¹⁶ 当会ではこれまで、2018 年 9 月『今後の税制改革に向けた意見』や 2017 年 11 月『財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方』等の中で低所得者の勤労促進を目的とした税額控除方式の導入を求めてきたが、今回の提言では、社会保険料負担への配慮を目的とした税額控除の導入を求めるものである。本提言における特長は、給付をする必要がない、源泉徴収の範囲内で完結する点にある。なお、税額控除に加えて社会保険料を軽減する制度を導入している事例としてオランダが挙げられる。

¹⁷ 詳細は 16 頁 参考 6. を参照。

税負担が相続税よりも重い贈与税の課税最低限を引き上げるべきである。

こうした資産の世代間移転の促進に加えて、意志ある個人の寄附の促進などを通じた社会への還元を進めていくことも重要である。大学をはじめとする教育機関などへの寄附に対する税制優遇拡充など、次世代への支援を促進する制度へと見直していかなければならない。

<要望項目>

- 贈与税非課税枠の拡充・恒久化(住宅取得資金、教育資金、結婚子育て資金)
- 贈与税の課税最低限の引き上げ

(3) 個人の自助努力を促すインセンティブとなる制度構築

高齢化の進展なども踏まえ、老後の生活を公的年金のみで賄うのではなく、国民一人ひとりが生涯にわたって計画的に資産形成・管理を行う私的年金の重要性が増している。すでに確定拠出年金やNISAなどへの非課税制度や加入対象の拡大等が講じられ、企業や個人にも徐々にこれらの制度が浸透してきたところであるが、中間層の資産形成に向けた自助努力をいっそう支えるために、長期の資産形成に資すると期待されている確定拠出年金(企業版、個人版(iDeCo))については拠出限度額の引き上げを進めるとともに、非課税期間の長いつみたてNISAについては、非課税上限額の引き上げとともに制度の恒久化を図るべきである。

加えて、労働力人口の減少を抑制し社会保障制度の持続性を向上させるためにも、高齢者の就労意欲を高めることは重要であり、就労インセンティブを付与した私的年金制度の見直しも求められる。例えば、公的年金受給開始年齢70歳以降への繰り下げ選択制を導入した上で、個人が長く働き続けることを選択した場合、その期間に合わせて、つみたてNISAの非課税上限額の引き上げや非課税期間の延長を可能とする制度も考えられる。

そのほか、政府において兼業・副業の拡大が推奨されているものの、働き方の違いにより税負担が公平でないことも課題である。例えば、勤務経費に対する所得控除については、給与所得者の場合は概算で給与所得控除が適用される一方、フリーランス等の雇用的自営業者¹⁸の場合は実額で事業所得控除が適用され、異なる制度となっている。一般的には、前者より後者の方が控除額が小さいため¹⁹、副業・フリーランス等についても概算控除などを認め、働き方の選択に中立な制度へと見直すべきである。

¹⁸ 法的には自営業者であるが、取引先の指揮命令を受ける性質の強い職種のこと。

¹⁹ 政府税制調査会において、勤務経費の実額が現行の給与所得控除額と比べて相当程度低い水準であるとの指摘がなされている(政府税制調査会(2017)『経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告2』P12)

<要望項目>

- 私的年金制度の拡充(非課税上限額の緩和)・恒久化
- 高齢者の就業意欲を高める私的年金制度の見直し(勤労期間に合わせた非課税期間延長等)
- 働き方に中立な制度への見直し(副業・フリーランス等への概算控除等)

4. マイナンバーカードの普及・定着

マイナンバーカードを普及させていくためには、カード(ICチップ)所持によるインセンティブ付与および利便性向上が重要である。例えば、行政手続きにおける公的身分証明書として活用できるものとして、運転免許証、運転経歴証明書、生活保護受給証明書などが挙げられるが、こうした他の身分証明書の機能をマイナンバーカードに付与し、行政手続きのデジタル化・簡素化につなげるべきである。また、マイナンバーカードが広く普及すれば、マイナンバーカードを活用した税の還付や簡素な給付措置も可能となり、事業者側の事務負担が煩雑である軽減税率制度の廃止を視野に入れた見直しが選択肢となり得る。公的サービスを民間活用していく視点も重要である。

さらに、公的給付を受給する際にマイナンバーカードの提示を必須とするとともに、銀行口座への付番を義務化し、将来的にはカード取得を義務化すべきである。このことは、課税の公平性向上にもつながり、デジタル社会を推進する契機になるものと期待できる。

<要望項目>

- マイナンバーカード所持によるインセンティブ付与、利便性向上
- 銀行口座へのマイナンバーの付番義務化

IV. おわりに

今後とも、わが国経済社会の持続的な発展を担保するとの観点からは、活力ある中間層の存在は極めて重要である。また、社会の安定という観点からも中間層の疲弊・剥落といった事態は避けなければならず、かかる観点を踏まえるならば、税体系のあり方を見直されなければならない。

また、財政健全化を実現していくためには、社会保障制度改革など、歳出面での取り組みも同時に実行していく必要がある。

当会は、引き続き、財政健全化と経済成長の両立に向けて、歳入・歳出両面からの議論を深めながら、税財政分野における課題について、適宜、政策提言を行っていく。

以 上

参考資料

参考1. 内閣府『中長期の経済財政に関する試算』

参考2. 中間層の定義

参考3. 社会保険料負担の現状

参考4. 税額控除制度を通じた負担軽減策(諸外国事例)

参考5. 日本版「社会保険料負担軽減税額控除」のイメージ

参考6. 格差の現状(年代別金融資産等の保有状況)

参考1. 内閣府『中長期の経済財政に関する試算』(2019年7月31日経済財政諮問会議提出)

○プライマリーバランスは、成長実現ケースでは、2025年度に2.3兆円の赤字、黒字化を実現するのは2027年度となり、ベースラインケースでは、2025年度に7.2兆円の赤字、黒字化の実現は見通せない結果となる。

◆経済に関するシナリオと想定(成長実現ケース/ベースラインケース)

○2020年度まで > 『令和元(2019)年度内閣府年次試算』(2019年7月29日経済財政諮問会議提出)等に基づく。

○2021年度以降

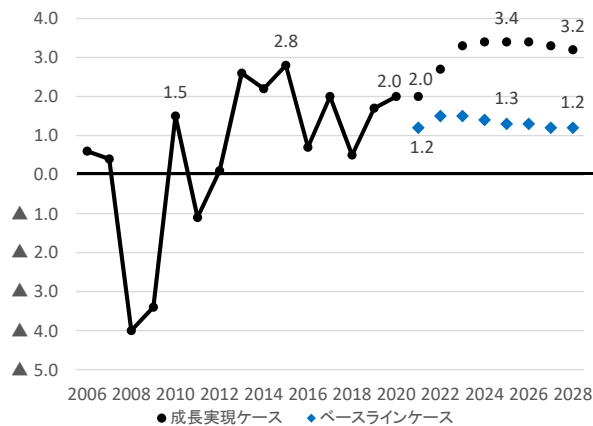
(1)成長実現ケース > **アベノミクスの政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算。**

- ・全要素生産性(TFP)上昇率が、日本がデフレ状況に入る前に経験した上昇幅とペースで足元の水準(0.3%程度)から1.2%程度まで上昇。
- ・労働参加率が、雇用政策研究会にて示された「経済成長と労働参加が進むケース」の労働力需給推計を踏まえて推移。
- ・特定技能の在留資格に係る外国人労働者の受け入れが2019年度~2023年度の5年間で34.5万人程度拡大。

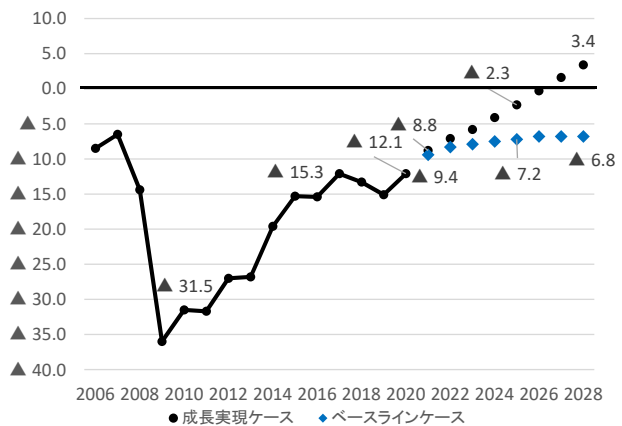
(2)ベースラインケース > **経済が足元の潜在成長率のみで将来にわたって推移する姿を試算。**

- ・全要素生産性(TFP)上昇率が将来にわたって0.8%程度で推移。
- ・労働参加率が、雇用政策研究会にて示された「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」の労働力需給推計を踏まえて推移。
- ・特定技能の在留資格に係る外国人労働者の受け入れが2019年度~2023年度の5年間で34.5万人程度拡大。

◆試算結果[名目GDP成長率]



◆試算結果[国と地方のプライマリーバランス]

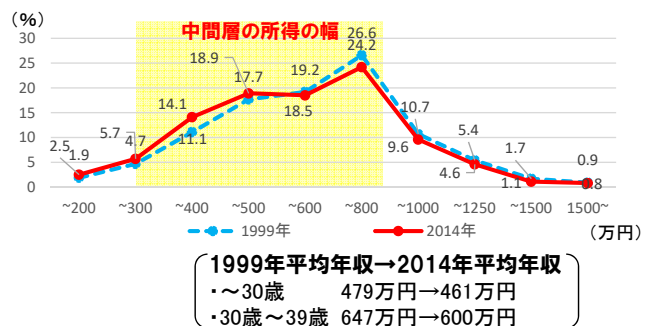


参考2. 中間層の定義

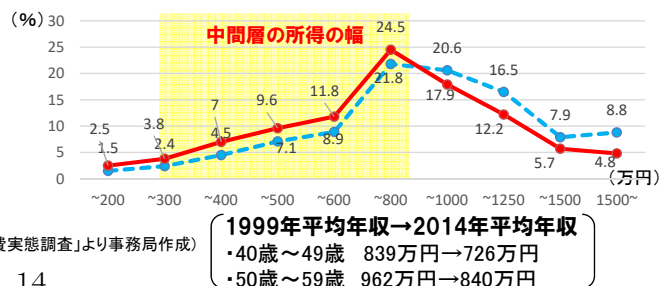
- ・今回の提言では、ライフイベントに掛かる出費の負担が重くなる、あるいはこれからそうした事態に直面するであろう被雇用者のうち、若手・中堅社員層を念頭に中間層の議論を行う。OECD(経済協力開発機構)による中間層の定義「世帯所得が中央値の75%から200%の範囲内にある世帯」に当てはめれば、わが国における中間層の世帯所得の幅は317万円~846万円にあたり、厚生労働省による定義として、2人以上の世帯では300万円~1000万円の世帯所得が該当する。
- ・若手・中堅社員層の平均年収は右肩下がりであり、若年世帯では非正規雇用の増加等により低所得者層が増加している。

◆年間収入階級別 世帯数分布(2人以上の世帯) 1999年→2014年

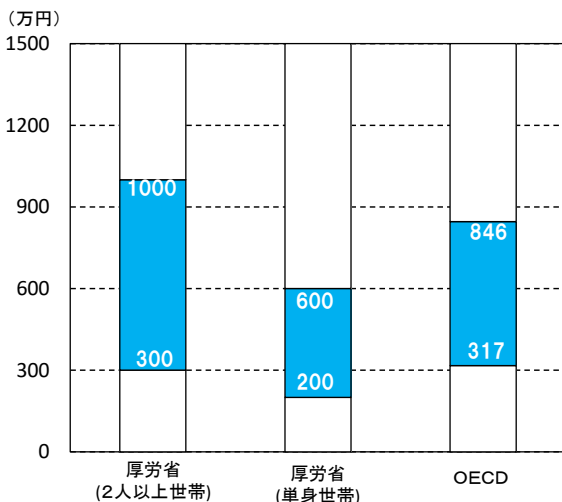
若年世帯(世帯主年齢40歳未満)



壮年世帯(世帯主年齢40~59歳)



◆中間層の定義の違い



(出所:総務省「全国消費実態調査」より事務局作成)

参考3. 社会保険料負担の現状

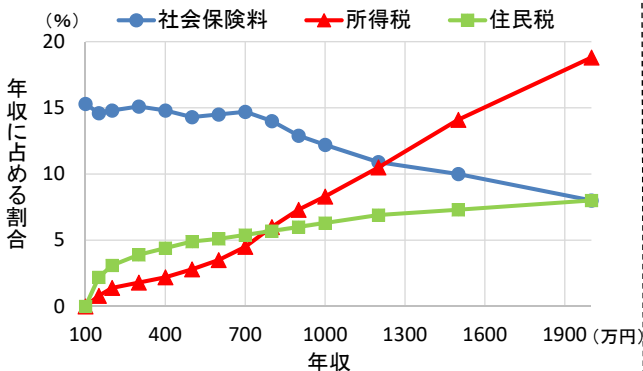
○ 社会保障費の増大に伴い、税負担以上に社会保険料負担が非常に大きくなっており、また、社会保険料は所得が低いほど負担感が高まる逆進性の問題が深刻である。また、世帯主年齢別における拠出額と受給額のバランスは現役世代に負担が偏っており、2025年には高齢者1人を現役世代1.9人で支える構造となり、今後、税と社会保険料の総合的な負担のあり方の議論を進めていく必要がある。

◆ 税負担と社会保険料負担の推移

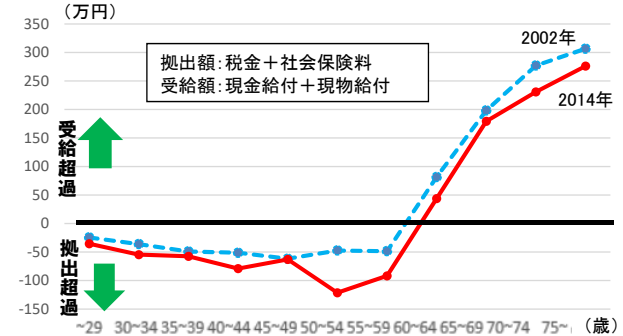
| | 1995年 | 2018年 |
|----------|--------|--------|
| 所得税(国税) | 19.5兆円 | 19.0兆円 |
| 住民税(地方税) | 10.2兆円 | 12.8兆円 |
| 社会保険料 | 24.4兆円 | 36.5兆円 |

※社会保険料は2016年のデータ (出所:財務省、総務省資料より事務局作成)

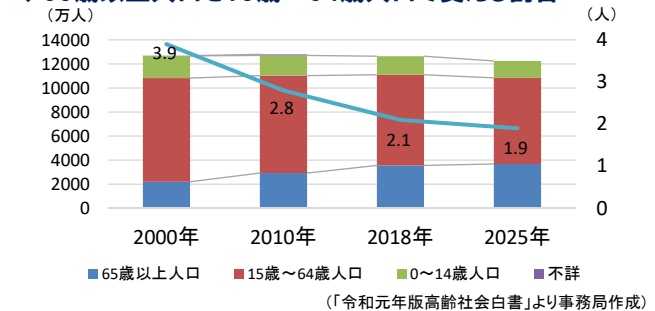
◆ 個人所得に対する社会保険料・税負担の状況



◆ 世帯主年齢別 拠出・受給の差額 2002年→2014年



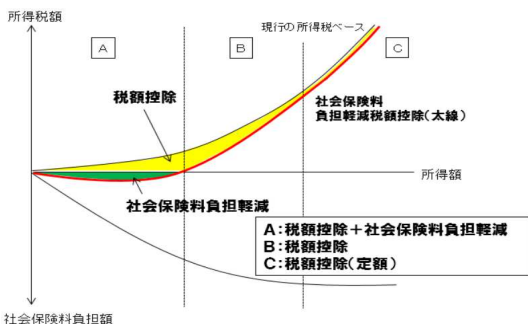
◆ 65歳以上人口を15歳~64歳人口で支える割合



参考4. 税額控除制度を通じた負担軽減策(諸外国事例)

○ 諸外国において、就労促進や所得再分配の強化を目的に、税額控除を通じた負担軽減策の導入が進んでいる。その類型は政策目的に応じて、勤労税額控除、児童税額控除、社会保険料負担軽減税額控除、消費税逆進性対策税額控除の4類型に大別される。わが国では中間層および低所得者層における社会保険料の負担感が大きいことから、社会保険料負担軽減税額控除の導入を検討すべきである。

◆ 社会保険料負担軽減税額控除イメージ(オランダの事例)



- ▶ 一定以下の所得の者に対して、所得税から税額控除するとともに、さらに所得が少なく所得税が控除額に満たない人に現金を給付する制度の導入が、欧米を中心に進んでいる。
- ▶ 類型としては、目的別に、ワーキングプア対策を目的とする①勤労税額控除、少子化対策を目的とする②児童税額控除のほか、③社会保険料負担軽減税額控除、④消費税逆進性対策税額控除の4つに大別される。
- ▶ オランダで導入されている「社会保険料負担軽減税額控除」の制度は、所得に応じた一定額を税額控除し、所得が低く税額控除しきれない場合は、その差額を税ではなく、社会保険料から差し引くため、現金による還付・給付がない点に特色がある。(左図が制度のイメージ)

↓(出所)森信茂樹(2008)等より事務局作成

◆ 諸外国における導入事例

| | | |
|---|--|--|
| アメリカ <①勤労税額控除> | | 勤労意欲を向上させるため、 勤労を条件に 、低所得者に対し、一定額を税額から控除し、所得が低く控除しきれない場合は、その額を現金給付する。 (税額控除額は所得と連動) |
| イギリス 上段<①勤労税額控除> 下段<②児童税額控除> | | 勤労意欲を向上させるため、 週16時間以上の勤労を条件に 、低所得者に対し、一定額を税額から控除し、所得が低く控除しきれない場合は、その額を現金給付する。 (税額控除額は労働時間と連動) ※週16時間未満は生活保護制度で対応 少子化対策の観点から子育て世帯を支援するため、子どものいる低所得者に対し、一定額を税額から控除し、一定額以上の世帯収入がある場合は、控除額が逡減・消失する。 (税額控除額は子どもの数と連動) ※別途、児童手当を給付 |
| オランダ <③社会保険料負担軽減税額控除> | | 2001年に所得控除制度をすべて税額控除制度に切り替えた上で、社会保険料における負担を軽減するため、一定額を税額から控除し、所得が低く税額控除しきれない場合は、その額を税額ではなく、社会保険料から差し引く。 (税額控除額は所得と連動) |
| カナダ <④消費税逆進性対策税額控除> | | 消費税の逆進性を緩和するため、低所得者に対し、基礎的な生活費にかかる消費税相当分を税額控除(現金給付)する。一定額以上の世帯収入がある場合は、控除額(給付額)が逡減・消失する。 (税額控除額(現金給付額)は世帯構成と連動) |

参考5. 日本版「社会保険料負担軽減税額控除」のイメージ

○ 相対的に社会保険料の負担が重い世帯に対して所得税から税額控除を行い、所得が低く税額控除しきれない場合は、その差額を税ではなく、社会保険料から差し引く新たな制度を導入することにより、税と社会保険料の双方の負担を一体で調整することが可能となる。

<基本的な考え方>

・低所得者ほど負担感が重い逆進性の問題を抱える社会保険料について、その軽減を目的とした新たな制度を導入する。税収中立を原則とし、税額控除あるいは社会保険料を軽減する財源として、給与所得控除の縮減と配偶者控除の廃止を行う。

<制度設計案>

・配偶者控除を廃止+給与所得控除を現行制度から全世帯20万円縮減。

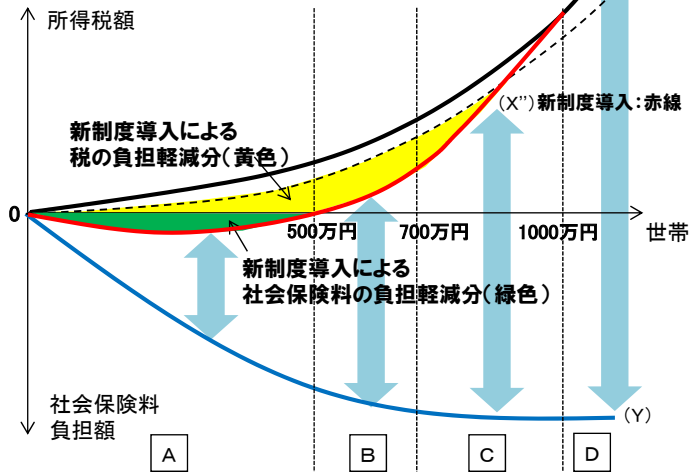
・新制度による税・社会保険料の負担軽減額は、以下の通りとする。

※社会保険料の負担軽減は、世帯所得500万円までが対象となる。

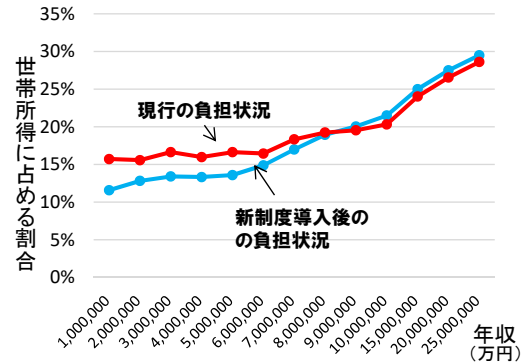
世帯所得 0万円～500万円まで 所得額×4.2%
 世帯所得500万円～700万円まで 一律21万円(上限)
 世帯所得700万円～1000万円まで 21万円-(所得額-700万円)×7%

・本制度適用を受けるためには、週20時間以上の就労を条件とする。

◆制度のイメージ図



◆所得税・社会保険料合計額の世帯所得に占める割合(制度導入の効果)



※世帯主39歳未満、配偶者あり(専業主婦・主夫)の2人世帯を想定
 ※社会保険料は、厚生年金保険および健康保険料のみ考慮

(出所:財務省、総務省資料より事務局作成)

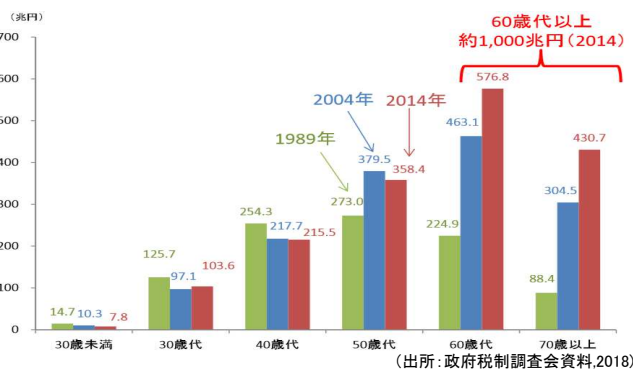
--- (X) 現行の所得控除制度における所得税額
 --- (X') 所得控除縮減に伴う所得増税
 --- (X'') 新制度導入後の負担軽減効果
 ※世帯所得500万円までの世帯は税額控除に加え社会保険料が軽減され、世帯所得500万円～1000万円の世帯は税額控除が受けられる。
 --- (Y) 現行の社会保険料負担額
 ⇄ 新制度導入後の税・社会保険料負担の合計額

- A : 税額控除+社会保険料負担軽減>増税
- B : 税額控除>増税
- C : 税額控除≧増税 ※世帯所得約850万円で、税額控除額と増税額が等しくなる
- D : 増税のみ

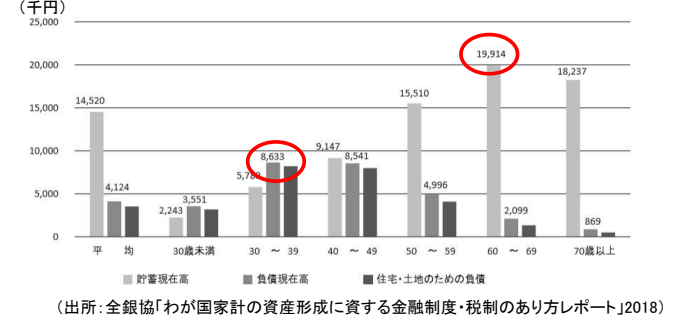
参考6. 格差の現状(年代別金融資産等の保有状況)

・個人金融資産約1,800兆円のうち、60歳代以上が約6割(約1,000兆円)を保有しており、高齢者に金融資産が偏る傾向が強まっている。一方で、働き盛りである30～40代が各年代の中で最も多く負債を抱えており、世代間の資産格差は深刻である。また、非相続人の高齢化も進み、若年代への資産移転も進みにくい課題もある。早期の資産移転を通じて、消費拡大・経済活性化につなげる必要がある。

◆年代別金融資産保有総額の推移

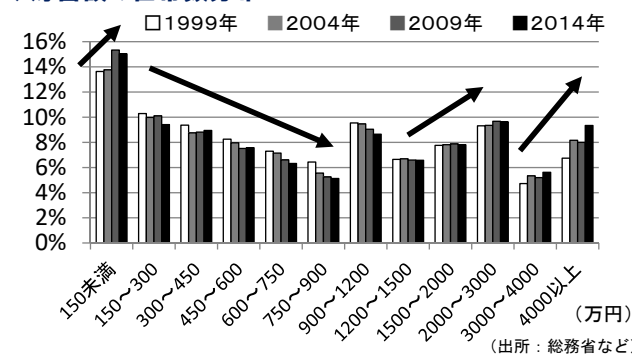


◆年代別資産・負債現在高(2014年)

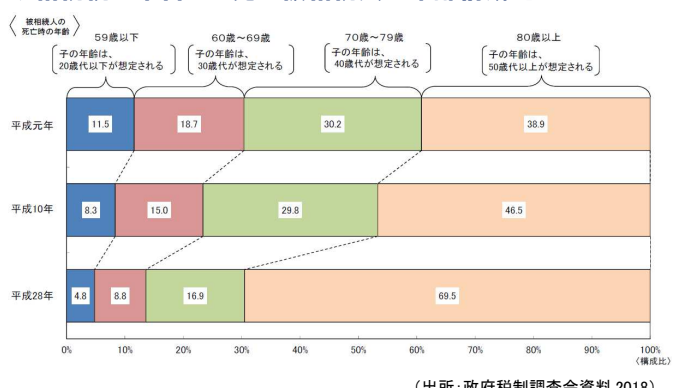


(出所:全銀協「わが国家計の資産形成に資する金融制度・税制のあり方レポート」2018)

◆貯蓄額の世帯数分布



◆相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比



(出所:政府税制調査会資料,2018)

